

岩手県告示第11号

個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第13条の規定により、令和5年度における各実施機関の個人情報及び死者に関する情報の開示等についての実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和7年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施機関別の個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル登録簿の公表件数

実施機関の区分	件 数	
	個人情報ファイル簿	個人情報ファイル登録簿
知事	351	1,056
教育委員会	84	307
公安委員会	0	0
警察本部長	20	25
選挙管理委員会	1	1
監査委員	0	0
人事委員会	0	2
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	1
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	6	4
企業局長	0	7
県が設立した地方独立行政法人	18	12
計	480	1,415

備考1 「個人情報ファイル簿」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。

2 「個人情報ファイル登録簿」とは、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル登録簿をいう。

2 実施機関別の個人情報及び死者に関する情報の開示請求等の件数

実施機関の区分	計	請求区分				
		個人情報			死者に関する情報	
		開示請求	訂正請求	利用停止請求	開示請求	訂正請求
知事	12	12	0	0	0	0
教育委員会	15	15	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	46	46	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
医療局長	0	0	0	0	0	0
企業局長	0	0	0	0	0	0
県が設立した地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0
計	74	74	0	0	0	0

3 個人情報及び死者に関する情報の開示請求に対する処理の状況

区 分	計	処理の状況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	処理中
個人情報	74	43	26	1	1	3
死者に関する情報	0	0	0	0	0	0
計	74	43	26	1	1	3

4 個人情報及び死者に関する情報の訂正請求並びに個人情報の利用停止請求に対する処理の状況

該当なし

5 実施機関の決定又は不作為に対する審査請求の件数及び処理の状況並びにその概要

(1) 件数及び処理の状況

区 分	審査請求の件数		計	処理の状況					
	前年度か らの繰越 件数	当該年度 中の請求 件数		決 定				取下げ	審理中
				却 下	棄 却	一部認容	認 容		
個人情報	1	0	1	0	0	0	0	0	1
死者に関する情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 「前年度からの繰越件数」とは、条例附則第2項の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第17条第1項、第29条若しくは第37条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は同条例第11条第1項、第25条第2項若しくは第34条第1項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求であって条例の施行の日前に審査請求書の提出があったもののうち、同日前に決定又は取下げが行われていないものの件数をいう。

(2) 概要

審査請求年月日	内 容	処理の状況
令和5年2月28日	花巻警察署刑事課で保有する特定個人に係る児童記録に収められた請求人に係る記録の非開示決定に対する審査請求	審理中

6 個人情報及び死者に関する情報の保護に関する訴訟の状況

該当なし

7 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る募集の件数並びに提案の件数及びその概要

(1) 提案の募集を行った個人情報ファイルの件数 131件

(2) 提案の件数及びその概要

該当なし